

独立行政法人日本学術振興会の 中期目標・中期計画等の変更について

平成21年9月4日

文 部 科 学 省

独立行政法人日本学術振興会の中期目標・中期計画等の変更のポイント

日本学術振興会に関する省令

○基金の区分経理による「共通事項の経理」の追加

基金業務の追加に伴い、区分経理を行うため、法人の経理において新たに共通経費の経理が必要となる。

業務方法書

○「基金に関する業務」の追加

国から交付される補助金により設けられた先端研究助成基金により、我が国の先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成を行う。

中期目標

○21年度補正予算(第1号)に係る業務として基金業務を追加

国から交付される補助金により先端研究助成基金を設け、総合科学技術会議が決定した運用に係る方針を踏まえた文部科学大臣が定める基金運用方針に基づき必要な助成を行う。

中期計画

○21年度補正予算(第1号)に係る業務として基金業務を追加

21年度補正予算(第1号)により交付される補助金により先端研究助成基金を設け、我が国の先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のために必要な助成を行う。

独立行政法人日本学術振興会法(抄)

附 則

(業務方法書)

第二条の三 文部科学大臣は、通則法第二十八条第一項の規定による業務方法書(前条第一項第一号に掲げる業務(先端研究助成基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。以下「先端研究助成業務」という。)に係る部分に限る。次項において同じ。)の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならぬ。

2 文部科学大臣は、通則法第二十八条第二項の規定により、業務方法書に記載すべき事項に係る文部科学省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに総合科学技術会議の意見を聴かなければならぬ。

(中期目標及び中期計画)

第二条の四 文部科学大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により、中期目標(先端研究助成業務に係る部分に限る。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならぬ。

2 文部科学大臣は、通則法第三十条第一項の規定による中期計画(先端研究助成業務に係る部分に限る。)の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに総合科学技術会議の意見を聴かなければならぬ。

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律の概要

趣 旨

平成21年度補正予算により交付される補助金により、以下の事業を今後5年間にわたり集中的に実施するため、独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という)に基⾦を設ける。

①「最先端研究開発支援プログラム」 2700億円

研究者を最優先した従来にない研究者支援のための制度を創設し、世界をリードする成果を上げ得る研究開発を推進することにより、我が国の中長期的な国際競争力、底力の強化を図るとともに、研究成果の国民及び社会への「成果還元」を図る。

②「若手研究者海外派遣事業」 300億円

我が国の若手研究者を海外に機動的かつ集中的に派遣し、海外における研鑽機会を拡大することで、我が国の競争力の源となる人材の育成を行う。

概 要

(1) 基金の設立

振興会に、平成26年3月31日までの間、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金を設けることとする。

(2) 先端研究助成業務に関する業務方法書及び中期目標等

文部科学大臣は、業務方法書の認可や中期目標の策定等をしようとするときは、[関係行政機関の長](#)に協議するとともに、[総合科学技術会議の意見を聞く](#)こととする。

(3) その他所要の規定の整備

区分経理、基金の運用方法の制限、基金廃止の際の残余額の処理、補助金適正化法の準用、国会報告など

※施行期日：平成21年6月26日 ※平成21年度補正予算関連法案

(参考)独立行政法人日本学術振興会の概要

設立年月日 平成15年10月1日(昭和7年12月 (財)日本学術振興会として創設)

目 的 学術研究の助成、研究者養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ること。

21年度予算 156,840百万円(運営費交付金 他)

事 業 概 要 ○科学研究費補助金の審査・交付。
○若手研究者に対する研究奨励金の支給。
○研究者の派遣・受入れ、共同研究、セミナー等の国際交流。